

浜松市三ヶ日B&G海洋センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市B&G海洋センター条例(平成17年浜松市条例第191号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市B&G海洋センター条例施行規則(平成17年浜松市規則第201号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(利用許可の申請に係る審査基準)

第3条 規則第3条第2項ただし書きに規定する「指定管理者が特に必要であると認めるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 浜松市又は浜松市教育委員会の主催事業及び共催事業を行う場合
- (2) 大会又はイベントの規模が市域全体を対象としたもの以上であり、かつ内容に高い公益性が認められる場合
- (3) 施設の設置経過又は地域の実情等により特例的な措置が必要と認められる場合

(利用の許可に係る審査基準)

第4条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 浜松市B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)の利用の申請が他の利用許可と競合する場合
- (2) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合

2 利用の申請が競合した場合は、先着順とし、利用申請の時期の初日において申請が競合した場合その他先着順によって決め難い場合は、利用の申請者の話し合いにより、話し合いが不調となった場合は、抽選とする。

3 条例第7条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 海洋センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、海洋センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

- 4 条例第7条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成9年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。
- 5 条例第7条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合
 - (2) 第3項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、海洋センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
 - (3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
 - (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
 - (5) 条例第3条第2号に規定する開館時間以外の時間又は条例第4条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。
- 6 前5項の規定は、規則第6条の規定による利用の許可の変更の申出に対する許可について準用する。

（利用料金の後納に係る審査基準）

第5条 条例第8条第1項に規定する「指定管理者が特別の理由があると認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 利用当日の利用時間の延長等、利用後でなければ利用料金の算出が困難な場合
- (2) 国又は地方公共団体が利用料金を納付する場合
- (3) 前号のほか、利用料金を前納することが困難と認められる場合

（利用料金の減免に係る審査基準）

第6条 条例第9条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、災害等により浜松市防災計画に基づき、地域住民、関係者、関係機関が利用した場合をいい、全額免除とする。

（利用料金の還付に係る審査基準）

第7条 規則第8条第1項第1号に規定する場合は、全額を還付する。

- 2 規則第8条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、天災、事故その他の不可抗力により、海洋センターの施設の利用が困難となったことをいい、全額を還付する。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第8条 条例第12条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第12条第1号	—
(1) 条例第8条第1項の規定に違反して利用料金を納付しない場合	許可の取消し
(2) 条例第11条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反した場合	—
ア 規則第10条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第10条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第10条第3号の規定に違反したとき。	—
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第10条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第10条第5号の規定に違反したとき。	—
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第11条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第8条の規定による許可を受け、又は条例第9条の規定による利用料金の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第12条第2号	—
(1) 第4条第3項第1号に該当する場合	—
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第4条第3項第2号に該当する場合	—
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(3) 第4条第4項に該当する場合	—
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第4条第5項第1号に該当する場合	—
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し

イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第4条第5項第2号に該当する場合	—
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(6) 利用前において第4条第5項第3号に該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変更
(7) 利用前において第4条第5項第4号に該当することが明らかになった場合	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

(標準処理期間)

第9条 次に掲げる申請等があった場合は、申請日から7日以内に処理を行う。

- (1) 規則第3条第1項の規定による利用許可の申請
- (2) 規則第6条の規定による利用許可の取消し又は変更の申し出
- (3) 条例第8条第1項ただし書きの規定による利用料金の後納の申請
- (4) 規則第7条第4項の規定による利用料金の減免の申請
- (5) 規則第8条第2項の規定による利用料金の還付の申請

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。